

選定療養費料金改正のお知らせ

特定機能病院（当院）においては、紹介状なしで受診される患者さんから、医療費とは別に選定療養費として定額を徴収することが義務となっておりますが、2022年診療報酬改定により **2022年10月1日から** 下記のとおり料金を改定することとなりましたのでお知らせします。

○初診の場合 他の保険医療機関から <u>紹介状を持参せずに、当院を直接受診された患者さん</u> であり、初診時の定額負担料金（自費）として右記金額をご負担頂きます。	医科	【変更前】 5,500円（税込） ↓ 【変更後】 7,700円（税込）
	歯科	【変更前】 3,300円（税込） ↓ 【変更後】 5,500円（税込）
○再診の場合 <u>当院での治療が終了し、他保険医療機関等へ紹介した後に、他保険医療機関から紹介状を持参せずに、当院を受診した患者さん</u> であり、再診時の定額負担料金（自費）として右記金額をご負担頂きます。	医科	【変更前】 2,750円（税込） ↓ 【変更後】 3,300円（税込）
	歯科	【変更前】 1,650円（税込） ↓ 【変更後】 2,090円（税込）

●以下の場合は定額負担料金のご負担はございません

- ・国の公費負担医療制度の受給対象者の場合（難病医療、更生医療、小児慢性特定疾病医療 等）
- ・地方単独の公費負担医療の受給対象者の場合（重度、妊産婦医療費助成事業 等）
（子ども医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業、寡婦・老人医療費助成事業等は除く）
- ・当院の別の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ・医科と歯科の間で院内紹介した場合
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
- ・外来受診後そのまま入院となった場合
- ・治験協力者の場合
- ・災害により被害を受けた場合
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- ・その他、当院を直接受診する必要性を認めた場合（ただし、急を要しない時間外の受診、単なる予約受診等、患者さんの都合により受診する場合は認められません。）

※時間外・休日における定額負担料金について

時間外・休日に当院を受診した際、軽症もしくは、緊急性がないと判断された場合は、診察料の他に上記定額負担料金をお支払いして頂くことがございます。救急医療事業本来の目的である重篤な患者さんの受け入れに対応し易くする為でございますので、予めご了承ください。